

電子文書の活用に向けた法的検討

令和2年8月24日
(令和2年9月23日最終更新)

弁護士法人中央総合法律事務所
デジタルトランスフォーメーション対応プロジェクトチーム
高橋、岩城方、本行、大澤、新、菊地、谷

目次

1	はじめに	1
2	電子文書について	2
	(1) 電子文書の定義	2
	(2) 電子文書化の検討のポイント	2
3	電子契約について	3
	(1) 電子契約の定義	3
	(2) 契約自由の原則としての方式の自由	3
	(3) 例外としての書面性の要件	3
	(4) 契約成立(時)後交付書面の電磁的記録での代用の可否	4
4	その他の書面に関する電子化の可否	5
5	電子署名法上の電子署名	7
	(1) 電子署名とは	7
	(2) 電子署名の種類	8
	(3) 電子署名法が定める効果・訴訟法上の問題点	9
	(4) 取締役会議事録等における電子署名	12
6	おわりに	13

1 はじめに

事務処理の効率化の観点及び昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下でテレワークを推進する観点から、書面・押印の慣習を見直し、電子文書を活用する取組みが注目されています。とりわけ、電子契約について、法務省等の省

庁が電子契約に関する一定の指針¹を示しており、今後、電子契約にかかる議論がさらに加速することが予想されます²。

そこで、電子文書について簡単に触れ、その中心となる電子契約について検討します。

2 電子文書について

(1) 電子文書の定義

電子文書について、法令上の明確な定義はありませんが、民法等³の法令で定められている「電磁的記録」の定義と同様に、「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」を指すものと理解することも一つの考え方であろうと思います⁴。

具体的な電子文書の内容は、電子契約、契約に附随する書面、会社法上要求される議事録等が想定されています。

なお、既存文書の電子化（書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うもの）に関しては、いわゆる e-文書法⁵や個別法令により一定の技術要件を満たすことにより多くの文書の電子化が認められており、本稿ではこのような電磁的記録を議論の対象に含めておりません。

(2) 電子文書化の検討のポイント

電子文書導入のメリットとしては、一般に、業務効率化（契約締結に係る時間の短縮、検索の容易化等）、テレワークの促進、劣化・紛失リスクの低減、印刷・郵送・保管等のコストの削減、セキュリティ対策の容易化等が挙げられます。

他方、デメリットとしては、セキュリティ対策のために専門人材が必要となる点、IT リテラシーの低い従業員にとって慣れるまでに負担となり得る点、対外的に用いられる電子文書（後述の電子契約等）については相手方の

¹ 例えば、内閣府・法務省・経済産業省令和2年6月19日付「押印についてのQ&A」、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（令和2年7月17日 総務省・法務省・経済産業省）（<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>）等。

² 現に、金融庁及び内閣府規制改革推進室主催の「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」が令和2年6月9日付で立ち上がっています。

³ 民法151条4項括弧書等。

⁴ 文書の電子化を含む形で広く「電子的な手段によって作成された文書情報」と定義をするものも存在します（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会「電子文書信頼性向上ガイドライン（第1版）」）。

⁵ 「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」と「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を総称して「e-文書法」と呼ばれています。

理解を得る必要がある点、証拠としての有用性に差異が生じる可能性がある点（後述）、一部の文書については法令上電子化が認められておらず完全移行ができない場合がある点等が挙げられます。

3 電子契約について

(1) 電子契約の定義

本稿において、電子契約とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成されるものを言います⁶。

(2) 契約自由の原則としての方式の自由

電子契約の方法にて契約を締結するか否かを検討する前提として、契約の締結を書面にて行わなければならないのかという点を検討する必要があります。

この点、契約は当事者が自由に行うことができるというのが、一般的に確立した原則であり（契約自由の原則）、契約自由の原則からは、①契約締結の自由、②相手方選択の自由、③内容形成の自由、④方式の自由、が導かれます。

このうち④方式の自由（民法 522 条 2 項⁷）は、どのような方式で契約をしてもよいという自由を意味し、その帰結として、契約締結は、「法令に特別の定めがある場合」を除き、原則として書面にて行う必要がないこととなります。また、署名や押印も契約の締結のために不可欠ではなく、特段の定めがある場合を除き、契約の効力に影響は生じません。

(3) 例外としての書面性の要件

「法令に特別の定めがある場合」とは、例えば、保証契約（民法 446 条 2 項）、書面による消費貸借契約（民法 587 条の 2 第 1 項）等があります。

書面性を要求する上記各契約においても必ずしも有形物としての「書面」を必要とするものではありません。

すなわち、保証契約、書面による消費貸借契約等は、「電磁的記録」で代用することができる旨を規定していることから、電子契約で契約締結することも可能となっています（民法 446 条 3 項、同 587 条の 2 第 4 項）。

したがって、電子契約が認められない契約類型は、書面性を要求しつつ、

⁶ 電子委任状の普及の促進に関する法律（電子委任状法）2 条 2 項

⁷ 「契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。」

「電磁的記録」での代用を認めてない契約類型となり、具体的には、借地借家法上の定期賃貸借契約（借地借家法 22 条、同法 38 条 1 項）が挙げられます。

※電子契約で対応可能な契約類型の例

根拠法令	内容
民法 446 条 2 項、3 項	保証契約は書面にて締結しなければならないが、電磁的記録によってされた場合、書面によってされたものとみなす。
民法 587 条の 2 第 1 項、4 項	諾成的消費貸借契約は書面で締結しなければならないが、電磁的記録によってされた場合、書面によってされたものとみなす。

※電子契約で対応不可能な契約類型の例

根拠法令	内容
借地借家法 22 条、38 条 1 項	定期賃貸借契約の場合、公正証書による等書面によって契約しなければならない。

(4) 契約成立（時）後交付書面の電磁的記録での代用の可否

契約の成立要件として書面性を要求されていないものの、契約締結前、締結時又は締結後に、重要事項や契約内容等を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務づけている契約類型が存在します。

当該契約類型において、「電磁的記録」で代用が可能かについては次のとおりです。

※一定の条件を満たせば代用可能な契約類型の例

根拠法令	内容
建設業法 19 条 1 項、3 項、同施行規則 13 条の 2	建設工事の請負契約の場合、所定の事項を書面に記載し、相互に交付しなければならないが、相手方が承諾した場合には、電磁的記録での代替が可能。
割賦販売法 4 条、4 条の 2	割賦販売契約締結時には契約内容を明らかにする書面を交付しなければならないが、契約相手方の承諾を得た場合には、電磁的方法により代替が可能。

※代用不可能な契約類型の例

マンションの管理の適正化の推進に関する法律 73 条	管理組合とのマンション管理委託契約を締結した場合、遅滞なく、所定の事項を記載した書面を交付する。
特定商取引に関する法律 4 条、18 条	訪問販売、電話勧誘販売による契約にあたっては、クーリングオフ等の所定事項を記載した書面の交付が必要。
宅地建物取引業法 34 条の 2	媒介契約締結時に所定の事項を記載した書面の交付が必要。
宅地建物取引業法 35 条	宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借に係る契約の締結に際し、その契約が成立するまでの間に、重要事項を記載した書面の交付が必要。
宅地建物取引業法 37 条	宅地若しくは建物の売買又は交換契約締結時、建物賃貸借契約締結時には、所定の事項を記載した書面の交付が必要。
労働者派遣法 26 条 1 項、同施行規則 21 条 3 項 ⁸	労働者派遣契約締結時に所定の事項を書面に記載しておかなければならない。

もつとも、近時は上記のように電磁的記録で代用することが認められていないものについても、一部規制改革に向けた実証実験が行われているものもあり⁹、今後制度が見直される可能性があります。

4 その他の書面に関する電子化の可否

電子化の可否が問題となる契約あるいは契約に附随する書面以外の例としては、定款、株主名簿、議事録等々が挙げられます。このうち、下記のとおり、一定の書面については、電磁的記録での作成を認めているものがあります（もつとも、下記のとおり、単に電子化を認めるものではなく、署名又は記名押印

⁸ 執筆日現在、労働者派遣法施行規則 21 条に基づき、労働者派遣契約に係る事項について、書面に記載しておかなければならないこととされているものについて、電磁的記録により作成することを認めることとする改正作業が進められています（『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集について』（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000205617>））〔公布日：令和 2 年 9 月下旬（予定）、施行日：令和 3 年 1 月 1 日〕。

⁹ 国土交通省「重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験」（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000151.html）、経済産業省「電子契約システムを用いたマンション事業に係る定期建物賃貸借契約書面の作成に関する実証」（<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200806002/20200806002.html>）等。

に代わる措置として電子署名¹⁰を要求するものがみられます。)

※電子化を認める書面の例及び要件

根拠法令	内容
会社法 26 条 2 項、575 条 2 項、同施行規則 225 条 1 項 1 号、10 号	会社設立時に作成する定款は電磁的記録をもって作成することができるが、署名または記名押印に代わる措置として電子署名を行う必要がある。
会社法 250 条 3 項、270 条 3 項、同施行規則 225 条 1 項 4 号、5 号	新株予約権原簿に記載されている者に交付する新株予約権原簿記載事項を記載した書面は電磁的記録をもって作成することができるが、署名または記名押印に代わる措置として電子署名を行う必要がある。
会社法 369 条 4 項、同施行規則 225 条 1 項 6 号	取締役会議事録は電磁的記録をもって作成することができるが、署名または記名押印に代わる措置として電子署名を行う必要がある。
会社法 393 条 3 項、同施行規則 225 条 1 項 7 号	監査役会議事録は電磁的記録をもって作成することができるが、署名または記名押印に代わる措置として電子署名を行う必要がある。
会社法 399 条の 10 第 3 項、同施行規則 225 条 1 項 8 号	監査等委員会の議事録は電磁的記録をもって作成することができるが、署名または記名押印に代わる措置として電子署名を行う必要がある。
会社法 412 条 4 項、同施行規則 225 条 1 項 9 号	指名等委員会の議事録は電磁的記録をもって作成することができるが、署名または記名押印に代わる措置として電子署名を行う必要がある。
会社法 682 条 3 項、同施行規則 225 条 1 項 11 号	社債原簿に記載されている者に交付する社債原簿記載事項を記載した書面は電磁的記録をもって作成することができるが、署名または記名押印に代わる措置として電子署名を行う必要がある。

¹⁰ 個別法令においては、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」といいます。）上の電子署名と同じ定義を用いているため、後述の電子署名法上の電子署名の要件を満たすものは個別法令上の電子署名として扱うことが可能と考えられます。

<p>会社法 695 条 3 項、同施行規則 225 条 1 項 12 号</p>	<p>社債原簿に記載されている者に交付する質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面は電磁的記録をもって作成することができるが、署名または記名押印に代わる措置として電子署名を行う必要がある。</p>
-------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 電子署名法上の電子署名

(1) 電子署名とは

電子署名法は 2 条¹¹において、「電子署名」を定義しています。すなわち「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、①当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること（本人性）②当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること（非改ざん性）を満たすものとされています。

電子署名の仕組みは、まず文書の送信者が平文を¹²秘密鍵（署名者のみが持ち、厳重に管理されなければなりません。）によって暗号化し、署名文を作成します。この秘密鍵で暗号化された署名文は、その秘密鍵とペアになった公開鍵（広く一般に公開しても構わないものです。）でなければ復元（復号）することはできません。また、署名文が作成された後に平文の内容を少しでも改変すると、署名文から復元（復号）された平文と差が生じ、改変が露見します。したがって、秘密鍵で暗号化された署名文を受信した受信者は、公開鍵によって復元（復号）できること及び受信した平文と署名文から復元（復号）した平文が一致していることを確認することにより、その公開鍵（とペアになった秘密鍵）の所有者によって署名文が作成されたこと及び受信した平文が改変されていないことを確認できるというわけです。

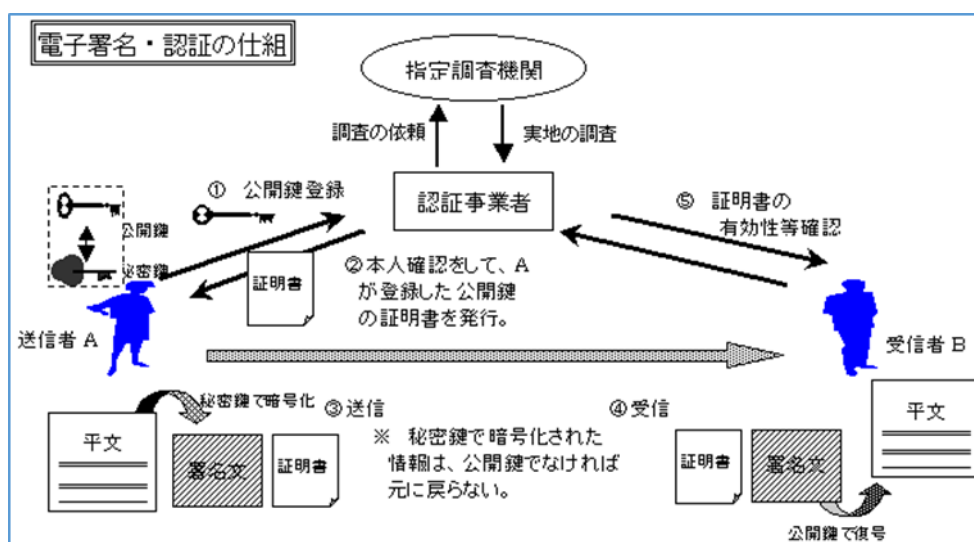
もっとも、その公開鍵の所有者が実際のところ誰であるのかについては、別途確認を要します。なぜなら、受信者 B が、文書の送信者は A であると考えていて、A からその公開鍵を通知されたつもりでいても、実際には A になりすました C が、C の公開鍵を通知し、C の秘密鍵で暗号化した署名文を送信している可能性があるためです。この点を解決するのが認証の仕組みで

¹¹ この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

¹² 実際には、平文のハッシュ値を暗号化するが、簡略化のためにそのプロセスを省略して説明します。

あり、電子署名を行う者が、あらかじめ、本人確認の手続きを経た上で自らの公開鍵を認証事業者に登録し、認証事業者からその公開鍵が自らのものであることの証明書を発行してもらいます。これが電子証明書であり、秘密鍵が実印であるとする、電子証明書は印鑑登録証明書に相当することになります。受信者 B は、電子証明書により A のものだと証明された公開鍵を用いて署名文を復元（復号）することで、もとの文書が A により作成されたものであると確認することができます。



[出典：法務省 HP 【<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji32-1.html>】]

(2) 電子署名の種類

電子署名は、一般的に①当事者署名型（ローカル署名型、リモート署名型）、②事業者署名型（立会人型）に分類することができます。当事者署名型は、秘密鍵を署名者自身で準備しますが、事業者署名型は、事業者が秘密鍵を準備する点で違いがあります。

① 当事者署名型

ア ローカル署名型

電子署名を行う者は、各人が秘密鍵及びそれを格納した物件（ICカード等）を保有し、認証事業者に公開鍵を登録する必要があります。ローカル署名型の電子署名は、電子署名法施行（2001年）以降、19年間普及が進みませんでした。

イ リモート署名型

秘密鍵を物件（ICカード等）ではなく、クラウド上で管理しますが、秘密鍵を電子署名を行う者が事前に保有し認証事業者に公開鍵

を登録する手間があります。

② 事業者署名型

秘密鍵を立会人たるクラウド事業者が準備・提供するため、署名者が事業者署名の指図を行うことにより、電子署名が可能です。

事業者署名型の「電子署名」の場合、電子署名法第2条第1号の要件たる本人性を充足するか明らかではありませんでしたが、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(令和2年7月17日 総務省・法務省・経済産業省)¹³において、「サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供者ではなく、その利用者であると評価しうる」とし、事業者署名型であっても、「電子署名」の本人性の要件を充足しうることが明らかとなりました。

(3) 電子署名法が定める効果・訴訟法上の問題点

電子文書を裁判において、証拠として提出する際は、紙の文書と同様に扱われるため(民事訴訟法231条)、その成立の真正が争われれば、成立が真正であることを証明しなければなりません。

民事訴訟法上、私文書の文書の成立の真正については二段の推定¹⁴による立証がありますが、電子署名法でも民事訴訟法の二段目の推定に対応する規定として、電子署名法3条¹⁵の規定があります。同条において、電磁的記録(電子文書等)は、本人による一定の電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定すると規定しており、「電子署名」に手書き署名や押印と同様に電磁的記録であって情報を表すために作成されたものが真

¹³ 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(令和2年7月17日 総務省・法務省・経済産業省)
<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>

¹⁴ 文書の作成名義人の印影が、当該名義人の印章によって顕出されたものであるときは、反証のない限り、その印影は本人の意思に基づいて顕出されたものと、事実上推定されます(一段目の推定)。そして、この一段目の推定によって、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と定める民事訴訟法228条4項の要件を充足し、文書全体の成立の真正が法律上推定されます(二段目の推定)。

¹⁵ 第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

正に成立したことを推定させる法的基盤を整備しています。もっとも、同条が適用されるには以下の要件を満たす必要があります。

ア 電子署名法 3 条の要件

電子署名法 3 条の推定規定は、電子署名を行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができる「電子署名」であること（以下「要件 A」又は「固有性の要件」といいます。）、上記電子署名が本人によるものであること（以下「要件 B」といいます。）が必要となります。

(ア) 当事者署名型の場合

・要件 A について

ローカル署名型においては、電子署名を行う者のみが秘密鍵を及びそれを格納した物件（IC カード等）を保有していることを前提としています。したがって、例えば、十分な暗号強度を有し他人が容易に同一の鍵を作成できないものである場合には、当該要件を満たすといえます。

リモート署名型においては、秘密鍵を事業者がクラウド上で管理しているという点でローカル署名型とは異なるものの、後述の事業者署名型と同様に①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている限りにおいて、当該要件を満たすと考えられます¹⁶。

・要件 B について

当事者署名型のサービスでは、通常、利用者が、身元確認を経て電子署名が本人のものかどうかを証明するための電子証明書（公開鍵証明書）の発行を受け、意思表示の受領者は公開鍵により電子署名を検証します。

そのため、通常、同電子証明書により、本人の署名鍵により暗号化等が行われた事実を立証することができ、反証がない限り、本人の意思に基づく電子署名が行われた事実が事実上推定されるケースが多いものと考えられます（一段目の推定）。

このように当事者署名型のサービスでは、本人の意思に基づく電子署名が行われた事実が立証された場合には要件 B を満たすこととなります。

¹⁶ 日本テクノロジー協議会（JT2A）「リモート署名ガイドライン」（2020年4月30日）に示された基準が同条の要件を満たす場合に、同条の推定効が働くことは否定されるものではないとされています（第10回成長戦略ワーキンググループ資料1-2「論点に関する回答」（法務省、総務省、経産省提出資料））。

(イ) 事業者署名型の場合

・要件Aについて

要件Aのうち「本人だけが行うことができる」という要件を事業者署名型の電子署名が満たすかどうかについては、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日 総務省・法務省・経済産業省）¹⁷において、「①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている必要がある」とした上で、これを満たしているかについては、「例えば、①のプロセスについては、利用者が2要素による認証¹⁸を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっているような場合には、十分な水準の固有性が満たされていると認められ得ると考えられる。」とし、②については、「サービス提供事業者が当該事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者毎の個別性を担保する仕組み（例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること）等に照らし、電子文書が利用者の作成に係るものであることを示すための措置として十分な水準の固有性が満たされていると評価できるものである場合」については、要件Aを満たしうるとされています。

なお、事業者署名型において「電子署名を行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」が何を指すのかについては、「個別のサービス内容により異なり得る」と留保した上で、「例えば、サービス提供事業者の署名鍵及び利用者のパスワード（符号）並びにサーバー及び利用者の手元にある2要素認証用のスマートフォン又はトークン（物件）等を適正に管理することが該当し得る」としています。

・要件Bについて

上記Q&Aにおいては、「電子署名法第3条の推定効が認められるためには、電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われているこ

¹⁷ 「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日 総務省・法務省・経済産業省）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000705576.pdf

¹⁸ 具体例としては、利用者が、あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入力に加え、スマートフォンへのSMS送信や手元にあるトークンの利用等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得したワンタイム・パスワードの入力を行うことにより認証するものが挙げられている。

とが必要である」と述べるにとどまっており、具体的にどのような証拠により、「電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われていること」を立証するかについては明言されていません。また、事業者署名型の電子署名は、当事者署名型とは異なり、利用者本人の電子証明書がないため、電子証明書により、「電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われていること」を立証することは難しいといえます。

サービス提供者側では、契約書受信者のメールアドレス宛に固有の URL を送信したり、別途パスワードを設定して SMS 等により伝達したりすることにより、本人認証が確実に行われるための手段を講じていますが、上記 Q&A でも述べられているとおり、いわゆる利用者の身元確認が十分になされていないケースにおいて、第三者が契約受信者になりすましてメール受信やパスワード伝達を受けているといった事情が主張されて反証がなされた場合に、要件 B を立証することができるのかには問題が残ります。

そのため、事業者署名型の電子署名サービスを導入する際には、同サービス事業者が行っている契約相手方の身元確認や本人認証の内容、サービスに加えて自ら行う契約相手方の身元確認や本人認証の内容、導入予定の契約種別による契約否認リスク、当該契約の重要性の程度、金額等も踏まえて適切なサービスを選択することが適当と考えられます。

イ 契約締結権限の確認

通常、電子署名法 3 条の「本人による」の要件は電子証明書によって立証されるものと考えられますが、電子署名に使用される電子証明書は自然人に対して発行することが原則となるため、書面契約の際に用いられる代表者印のような役職印に相当する電子証明書は通常発行することができず、電子契約に使用する電子証明書は、電子契約サービスを担当する担当者に対して発行されるにとどまります¹⁹。

そのため、電子証明書の発行を受ける担当者が契約締結権限を有しているのかという点の確認の必要性は残ります。もともと、この点は、従前の紙媒体・書面による契約においても存した問題であり、電子契約特有の問題というわけではありません。

(4) 取締役会議事録等における電子署名

ア 会社法の定め

¹⁹ この点は、当事者署名型と事業者署名型双方において共通する問題となります。

会社法においては、取締役会議事録は、出席した取締役及び監査役が署名または記名押印しなければならないとされ（会社法 369 条 3 項）、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、署名または記名押印に変わる措置として、電子署名をするものと規定されています（同条 4 項・同施行規則 225 条 1 項 6 号）。そして、ここにおける「電子署名」の要件は、会社法施行規則 225 条 2 項に定められており、電子署名法 2 条における電子署名の範囲と同様に解されます²⁰。

契約締結の場面とは異なりますが、電磁的記録及び電子署名が用いられることが認められている一場面と言えます。

なお、会社法においては、取締役会議事録だけではなく、原始定款や監査役会の議事録についても同様の定めがあります。

イ 取締役会議事録等における「電子署名」の意義

この「電子署名」については、2020 年 5 月 22 日時点で、法務省は、いわゆる事業者署名型の電子署名（「電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス」）は、会社法第 369 条第 4 項の署名又は記名押印に代わる措置としては認められないと解釈していました²¹。

しかし、その後、同年 5 月 29 日、法務省は、事業者署名型の電子署名であっても、取締役会に出席した取締役又は監査役が、議事録の内容を確認し、その内容が正確であり、異議がないと判断したことを示すものとして、当該取締役会の議事録について、その意思に基づいて事業者署名型による電子署名の措置がとられていれば、署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効なものであると解釈を変更しました²²。

6 おわりに

以上のように、電子文書・電子契約は多くの場面において有効に活用することができ、上述のようなメリット・デメリットを踏まえた上で活用が期待される場所ですが、近時用いられている事業者署名型の電子署名については、当然には私文書の場合のような二段の推定が働かない可能性があることをも念頭において、後日、契約否認リスクに備えた資料収集等も社内の体制として整備しておくことが肝要です。

以 上

²⁰ 法務省民事局参事官室：2020 年 5 月 22 日開催の規制改革推進会議成長戦略 WG に提出した「論点に対する回答」と題する文書

²¹ 同上

²² 法務省民事局参事官室が各経済団体へ周知した 2020 年 5 月 29 日付文書

※本記載事項は、公表時点の情報を前提としています。今後新たな情報、解釈が示される可能性があることにご留意ください。ご不明点、ご疑問点等ございましたら、下記執筆担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 高橋 瑛輝 (takahashi_e@clo.gr.jp)

弁護士 岩城 方臣 (iwaki_ma@clo.gr.jp)

弁護士 大澤 武史 (osawa_t@clo.gr.jp)

弁護士 本行 克哉 (hongyo_k@clo.gr.jp)

弁護士 新 智博 (atarashi_t@clo.gr.jp)

弁護士 菊地 悠 (kikuchi_y@clo.gr.jp)

弁護士 谷 崇彦 (tani_t@clo.gr.jp)